

別記様式第 6 号（第24条関係）

（表）

8.5		第 号
写 真	身 分 証 明 書	
	官 職	
	氏 名	
上記の者は、茨城県特定金属類取扱業に関する条例第20条第2項の規定による立入検査等に従事する警察職員であることを証明する。 年 月 日 茨 城 県 公 安 委 員 会 印		

5.4

（裏）

茨城県特定金属類取扱業に関する条例（抜粋） （報告徴収及び立入検査） 第20条 略 2 警察職員は、この条例を施行するため必要があると認めるときは、営業時間中において、特定金属類取扱業者の営業所又は特定金属類の保管場所若しくは解体場所に立ち入り、特定金属類、本人確認記録、取引記録その他の物件を検査し、関係者に質問することができる。 3 前項の場合においては、警察職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者に提示しなければならない。 4 第2項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

備考 1 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

2 写真の大きさは、縦3センチメートル、横2.4センチメートルとする。